

「法の日」週間を迎えて

10月1日は、「法の日」です。「法の日」は、国民のみなさんに、法の役割や重要性について考えていただくきっかけになるようにと、裁判所、検察庁および弁護士会の協議で提唱され、昭和35年、政府によって、「国をあげて法の尊重、基本的人権の擁護、社会秩序の確立の精神を高める日」として定められました。

裁判所、法務省、検察庁および弁護士会では、10月1日からの1週間を「法の日」週間とし、毎年、全国各地で各種の行事を実施しています。裁判所では、全国各地で法や裁判手続きに関する説明会や見学会、講演会などの催しを行う予定です。

「法の日」週間に実施される行事に参加して、法を身近に感じてみませんか？

「法の日」週間にちなんで裁判所で実施される各地の行事は、「裁判所ウェブサイト」(<http://www.courts.go.jp/>)で紹介しています。このサイトでは、裁判例情報や司法統計などのさまざまな情報をご覧できます。また、裁判員制度の詳しい情報については、裁判員制度ウェブサイト(<http://www.saibanin.courts.go.jp/>)で、紹介していますので、ぜひ、アクセスしてみてください。

【お問合せ】青森地方裁判所総務課庶務係 ☎017-722-5421

平成26年度むつ下北地区地域スポーツフェスティバル

地域住民が気軽に参加できるスポーツを実施し、お互いの親睦を図りながら、健康の保持増進や生涯スポーツの普及を図ることを目的に、平成26年度むつ下北地区地域スポーツフェスティバルが行われます。興味のある方は、担当までお問合せください。

1. 開催種目：ソフトバレーボール、ペタンク

2. 参加対象：むつ下北管内住民

3. 開催日時および場所

○ソフトバレーボール 10月5日(日)午前9時30分から

むつ市ウェルネスパークしもきた克雪ドーム(予定)

○ペタンク

10月12日(日)午前9時30分から

大畑かもめ特設会場 ※雨天時、大畑体育館で室内ペタンク(予定)

4. 開閉会式：競技ごとに各会場において行います。

5. 試合方法、参加資格および表彰など

競技種目	内 容
ソフトバレーボール	○日本バレーボール協会制定のソフトバレーボール競技規則を準用。 ○1チーム4人(年代・性別の組合せは自由。ただし、男子は2名まで。) ○グループ別リーグ・トーナメント方式とし、組合せは事務局で決定する。 ○審判は、試合の空いているチームが行う。(組合せ時に配置する。) ○1位に試合球、賞状、2、3位に賞状を授与する。
ペタンク	○試合はダブルス(年齢・性別の組合せは自由。)で行う。 ○対戦組合せは事務局で決定する。 ○参加チーム数により競技方法を変更する場合がある。 ○1～3位に賞状を授与する。

6. 参加申込：興味のある方は9月19日(金)まで、担当までご連絡ください。

7. その他：参加料は無料。

昼食は各自で準備願います。

参加者の事故(移動中を含む)に係わる保険は、各自で加入願います。

【お問合せ】スポーツ推進委員 担当：島野 ☎38-2111

障がい者就職相談会のお知らせ

むつ公共職業安定所では、障がいをお持ちの方が事業主と直接面談をし、雇用の可能性を見出していただくための就職相談会を開催します。

日 時：9月12日(金)13時～15時30分(受付開始は12時30分)

場 所：むつ来さまい館(☎33-8191)

【お問合せ】むつ公共職業安定所障害者担当 ☎22-1331